

山本英政著

『米兵犯罪と日米密約』

「ジラード事件」の隠された真実』 明石書店二〇一五年七月 222p.

信 夫 隆 司

一．ジラード事件

『アサヒグラフ』一九五七年七月七日号の巻頭には、六月二三日、ヤンキー・スタジアムにおけるヤンキース対ホワイトソックス戦で、岸信介総理が両軍の監督に囲まれ、始球式を行なっている写真が掲載されている。「これが渡米中唯一の「ストライク」と、訪米の成果がないことを皮肉るキャプションつき。

二頁目と三頁目は、「アメリカの岸首相」という見出しのもと、六月一九日のワシントン空港到着から、ドワイト・D・アイゼンハワー大統領との第一回首脳会談、同大統領とのゴルフ、二〇日は上下両院での演説、二一日には、ナショナル・プレス・クラブでの演説の写真が掲載されている。

四頁と五頁は、「ジラード事件の周辺」と題して、九枚の写真がある。とくに目をひくのは、見開き中央下の

写真で、一人の若い女性が、お墓の前でひざまずき、ハシカチで顔を覆っている。写真は白黒なので、女性の服装の色はわからない。上は白とおぼしきカーディガン、下はおおきな葉っぱを何枚もあしらったような模様の、おそらくカラフルと思われるスカート。墓前の服装にはそぐわない印象を受ける。傍らには、ワイシャツの上に長羽織姿の男性が立ち、小さな女の子の頭に両手を置いている。女の子は不思議そうに女性の姿を見ている。キャプションは以下のとおり。

「ジラードに代って…」と末山さんが墓参りにきたヨリ子ちゃんは「あのお姉ちゃんは誰 どうして泣くの」ときき 秋吉さんは答えに窮した 坂井さんは熱心な神道の信者で 墓には「故坂井奈加子之命 奥津城」とある

秋吉さんとは、坂井秋吉（四七歳）のことで、ジラード事件の被害者なかさんの夫であり、ヨリ子ちゃんは、坂井さんご夫妻の三女（四歳）である。

左上に目を転じると、若い米兵と若い日本女性の写真。

それぞれに、「ジラード三等特務下士官は第一騎兵師団第八連隊第二大隊所属 イリノイ州オタワ出身 現在は埼玉県熊谷市の米軍キャンプ内にいる」「ジラードの許婚者末山ハルは「一年前に知り合い」目下結婚手続中「彼は裁判は日本でやってほしいと願っている」と語った」とのキャプションがついている。

ジラード事件とは、一九五七年一月三〇日、群馬県群馬郡相馬村の米軍キャンプ演習場（通称、相馬ヶ原演習場）で、演習中のウィリアム・S・ジラード陸軍三等特等技兵（二二歳）が、葉きよう拾いをしていた農婦坂井なかさん（四六歳）の身辺をねらって、後ろから空包を撃ち（空包でも殺傷能力十分であった）、即死させたものである。ジラードは、「ママサン ダイジョウビ タクサン プラス ステイ」「プラスとは葉きようのこと」と、なかさんを空葉きようが大量にあるとおびき寄せ、突如、「ゲラル ヘア」と叫び、空包を放ったのであった。^①

事件は、米軍兵士による演習場内での犯行であったため、その行為が「公務上」のものであるか否か、日米間でおおもめにもめた。アメリカ側はジラードの裁判権を放棄するが、アメリカ国内ではジラードの裁判権が日米

どちらにあるのかをめぐり裁判所で争われた。けつきよく、裁判権は日本側にあることが確定し、前橋地裁で、一九五七年八月二六日に第一回公判が開かれ、同年一月一九日、判決が言い渡された。⁽²⁾判決は、検察側の主張をほぼ認めたものの、ジラーズの情状を酌量し、「懲役三年、執行猶予四年」であった。検察側、弁護側とも控訴せず、一二月三日、判決は確定した。ジラーズは、七月五日に結婚した新妻ハルと共に、一二月六日、横浜港から米軍用船で帰国した。

最初に紹介した岸総理とジラーズ事件との関係をみてみよう。事件が起った一月三〇日は、石橋湛山首相が脳梗塞で執務不能となったため、石橋内閣で外務大臣を務めていた岸が首相の臨時代理となった日であった。岸は、二月一四日の衆議院内閣委員会において、社会党の茜ヶ久保重光議員からジラーズ事件についての決意を問われ、「われわれ民族としてほとんど耐え忍ぶことのできないようないろいろな案件も過去においても出てきております。今回の案件もその一つであると思いますが、われわれはあらゆる方法によってかくのごときことをなくしなければなりません。」と応えている。⁽³⁾

二月二五日、岸内閣が誕生する。実質的には右に述べたように、岸内閣はジラーズ事件発生と同時に誕生したこととなる。その岸は安保改定に意欲を燃やし、後に、安保改定に伴う事前協議制度の導入にあたって、事前協議を必要としない密約を締結していたのではないかと疑われる。⁽⁴⁾近年の研究によって、密約締結の事実が明らかとなった。⁽⁴⁾岸は六月に訪米するが、その時期、アメリカではジラーズ事件がおおきな話題となっていた。

ジラーズ事件をめぐっても、密約が交わされたのではないかとされてきた。この問題の解明に取り組んだのが、本書評で紹介する山本英政著『米兵犯罪と日米密約——ジラーズ事件』の隠された真実』である。以下では、この本をさす場合には「本書」、同書の著者を示す場合には「著者」を用いる。

果たして密約の謎はどこまで解明されたのか。本書を紹介しながら、この謎に迫ってみたい。まずは、本書の全体像を示すため、以下に目次をあげておく。

まえがき

第一章 米兵ジラードの犯罪

- 一 葉キョウによる殺害
- 二 意外な情報源
- 三 相馬ヶ原
- 四 弾を拾う

第二章 米兵を立件する

- 一 社会党の追及
- 二 困難な米兵の立件に挑む
- 三 裁判権をめぐる係争

第三章 「ジラード事件」と昏迷するアメリカ

- 一 裁判権で迷走するアメリカ政府
- 二 ジラード側、政府を訴える
- 三 新聞と世論
- 四 紛糾する議会

第四章 下された判決と日米の密約

- 一 裁判権の行方と密約の存在
- 二 公判はじまる
- 三 判決とその評価

あとがき

二・本書の概要

以下では、本書の概要を、目次を追いながら明らかにしていく。

まえがき

「まえがき」には、本書を執筆した著者の動機が語られている。ジラード事件を「通時的かつ包括的に論じた書物はみあたらない。」（五頁）ので、「日本とアメリカ双方の視点から事件を検証し、その全貌を明らかにしよう」（六頁）というのである。ジラード事件は、当時、世間の耳目を集めただけでなく、アメリカでは、一九五七年の一〇大ニュースのひとつに挙げられているという。ただ、わが国では、これまで、この事件に関するまとまった著作が公刊されることはなかった。というよりも、学術的な論考ですら、非常にかぎられている。^⑤

第一章 米兵ジラードの犯罪

この章では、ジラード事件が発生する背景が説明されている。とりわけ、「相馬ヶ原」で、何故、「弾拾い」が

おこなわれてきたのか、相馬ヶ原の地勢や歴史的背景を、『榛東村誌』や『上毛新聞』などをもとに、丹念に跡付けられている。もともと地味豊ではない相馬ヶ原は、旧日本軍の軍用地として利用され、戦後は米軍により接收、実戦訓練の場として使用されてきた。そのような状況下で、「弾拾い」という、米軍が使用した砲弾の破片や薬きょうを拾うことが広くおこなわれてきた。犠牲となった坂井なかさんは、この「弾拾い」中に、ジラードにより射殺されたのであった。

第一章で特筆すべきは、この事件がどのようにして世に広められたのか、新たな事実を発掘している点である。事件は、まず、地元『上毛新聞』が、事件発生の翌日（二月二二日）の朝刊で、「人妻、小銃弾で即死 桃井基地（相馬ヶ原内の米軍基地）立ち入り禁止区域で弾拾い」という見出しで、全国紙に先駆けて、報じられたという（二三頁）。全国紙が報道するのは、二月三日になつてからだ。さらに、この情報をいち早く察知したのが前出の茜ヶ久保衆議院議員であった。当時の同議員の活動は、全国紙をリードする。

なぜ茜ヶ久保議員はこのような活動ができたのか。そ

の背景には、内灘闘争、砂川闘争といった反米軍基地運動があつたことは間違いないが、思いがけない情報が、この事件の陰にあつたことを著者は明らかにしている。二〇一三年五月、ジラード事件の被害者坂井なかさんの司法解剖をおこなつたひとりである芹沢憲一医師へ著者はインタビューしている。

芹沢医師の話によると、「群馬大学医学部の別の研究室に所属する群馬県出身の同僚医師が事件の起きた高崎から選出の社会党議員ではなく、「基地のアカネ」の異名をとる群馬一区（前橋）の茜ヶ久保議員に、「薬キョウ」で絶命した日本婦人の解剖の様子と米兵関与の可能性を伝えた」（二六頁）のだという。芹沢医師は、被害者は「流れ弾」に当たつたとのこと、司法解剖をおこなつたが、実際には、「薬キョウ」で撃たれた事実が判明した。ただ、「社会党および茜ヶ久保重光が薬キョウの銃撃によるなかさんの死を情報源の保護という観点から、当初、あえて公表しなかった」（二九頁）のである。事件は、米軍の基地内で起つたというわけではなかったが（日米行政協定で相馬ヶ原は米軍の基地としては認定されておらず、保留状態にあつた）、米兵が関係し、

また、司法解剖の鑑定結果には籍口令が敷かれていたこともあり、情報源の保護が必要であったのだろう。この結果、この事件は、流れ弾に当たったものではなく、米兵による殺人事件の可能性が出てきた。

第二章 米兵を立件する

この章では、まず、米兵を立件する難しさが描かれ、ジラード事件前後に起った米兵による四つの事件が紹介されている（五二―五三頁）。これらの裁判の結果は、無罪、不起訴処分、執行猶予で終わった。著者は、「年間、五、六〇〇〇件にも及ぶ大小さまざまな米軍関係者による犯罪。しかし、そのうち九七パーセントもの容疑者たちの多くは帰国してしまっただか、不起訴処分とされたか、あるいは彼らの裁判権がアメリカ側に移管され、日本人被害者たちはくやしさに身を震わせ泣き寝入りさせられた。」（五三頁）と記している。

つぎに、衆参両院の委員会で、社会党がジラード事件の真相究明に厳しい姿勢でのぞんだことが明らかにされる。すでに、茜ヶ久保議員の活動は紹介したが、「新聞などが報じていない新たな情報を同党は独自の調査で入

手し、担当大臣や関係の官庁に迫っていった。」（五五頁）という。同議員にとつては、ジラード事件は、「占領継続中の現れ」（五八頁）であり、「被疑者ジラードの身柄を日本側で拘束し、捜査の主導権をアメリカ側から奪うよう詰め寄った」（五六―五七頁）のである。

前年九月、米軍が使用する東富士演習場の立ち入り禁止区域附近で、弾を拾いに来た女性が米兵に銃撃されるという、ジラード事件に類似した事件が起つていたことも社会党は明らかにする。政府はこの件をまったく承知しておらず、米軍相手の捜査では、日本の官憲が頼りにならない実態が浮き彫りにされた（六〇頁）。茜ヶ久保議員を中心とする社会党の追及について、著者は、「多分に政治的な思惑に根ざしたものだとしても、日本の非力を悲憤慷慨しアメリカ側の横暴を仮借せずとするその姿勢に、世間では溜飲を下げたのである。」（六三頁）と評価している。

ジラード事件の推移を、この章から明らかにしておく。二月七日、米軍は、ジラードの発砲が任務上のことであるとすると公務証明書を発行した。ジラードの第一次裁判権はアメリカ側にありと主張したのである。その後、

群馬県警刑事部長岡田三千左右と群馬県籠原の米陸軍憲兵隊長リチャード・マーキュリーとの緊密な協力により、ジラーズの容疑が固まっていくなか、「五月一六日にいたって、在日米軍はジラーズの犯罪について裁判権を行使せず日本へ移譲する」(七〇頁)と発表した。ただ、いささか疑問に残る点として、県警は、岡田刑事部長が主張した殺人罪で送検することで固まっていたが、けつきよく、傷害致死での送検となったという。著者は、「二月のこのときの県警が殺人容疑から一段、落として送検したことについてはやはり政治的な判断があったと疑いたくなる。」(七四頁)と疑問を呈している。

米軍から公務証明書が発行されると、第一次裁判権は、アメリカ側が行使することとなる。ジラーズ事件の場合、前橋地検は、直ちに、反証があるとして、これに異議を唱えた。日米双方が第一次裁判権を主張した結果、公務問題と裁判権の行方について、日米合同委員会の刑事裁判権分科会で協議することで日米は合意した。この間の協議については、「当分科会および上部組織である合同委員会の議事録が開示されていないため、不明である。」(八〇頁)という。

著者は、外務省の外交記録公開によって開示された文書の中に、刑事裁判権分科会の様子を記したものがあり、それを紹介している(八〇―八二頁)。アメリカ側は、ジラーズは機関銃の警護のため銃撃し、「公務」にあたりと主張したのに対し、日本側は、弾拾いの人々が機関銃を狙うといった心配などまったくなかったため、「銃撃が機関銃の警護となんの関わりもない」(八二頁)とし、アメリカ側の公務の主張を完全に論破している。

四月二六日付けの国防省から極東軍司令官ライマン・レムニッツァー宛ての電報 (Telegram from the Department of the Army to the Commander in Chief, Far East (Lemitzer), DA921933) が紹介され、「この件におけるアメリカ議会の関心という点で考えると、ジラーズを日本の裁判に預けるについては、ジラーズをできるだけでもっとも重くない罪で起訴するとの確約を日本の司法機関との合意で取り付けることが我々の利益にかなっている。」(八三―八四頁) (傍線は本書の強調。)とし、密約への伏線となる記述が紹介されている。

著者は、本章を、「公務証明書を発行しておきながら裁判権の行使を放棄した米軍側の譲歩はきわめて異例な

ことではあったが、それは米兵ジラードの量刑に日本の司法が手心を加えるとの政治的な妥協によって補填されたのである。」（八六頁）と結んでいる。

第三章 「ジラード事件」と昏迷するアメリカ

本章では、五月一六日、ジラードの裁判権をアメリカ側が放棄し、日本側へ移譲することを米極東軍司令部が決定してから、七月一七日、米下院本会議で、「米兵の裁判権を公務の内外にかかわらずアメリカ側が行使できるように協定「行政協定」を改定する。それがかなわないときには協定を改定することを大統領に依頼する。」（二四九頁）（傍点は本書の強調。）との決議案が、可否同数で否決されるまでの二ヶ月間が扱われている。ジラードの裁判権を放棄したとのアメリカ側決定は、アメリカ政府、裁判所、議会を巻き込み、おおきな話題となり、アメリカ国民にもマスコミを通じて伝わる様子が描かれている。

その経過を追うと、五月一六日、先に示したように、ジラードの裁判権を日本側へ移譲することが決定される。ところが、翌一七日、チャールズ・ウィルソン国防長官

は、ジラードの日本への裁判権移譲を保留にしてしまう。つまり、移譲を取り消す。五月一八日、日本では、ジラードが傷害致死罪で起訴されている。六月四日、国務・国防両省によつて、ジラードの裁判権の移譲が再決定される。著者は、その間、主に、アメリカ外交文書集 (*Foreign Relations of the United States, 1955-1957*) から、ジラード事件に関連する重要な文書を紹介している。そのなかで興味をひくのは、前橋地検がジラードを傷害致死罪で起訴するにあたって、日米間で密約が交わされたことが記されているところである。本章からいくつか紹介しておきたい。

五月二〇日のウォルター・R・ロバートソン国務次官補（極東問題担当）から国務省への覚書に、「日本とは密約で傷害致死より重い罪を問わないことで合意ができており、さらに日本の裁判所が重くない判決を与えると合意もできている。」（二〇四頁）（傍点は本書の強調。）とある。著者は、「それにしても五月二〇日のロバートソンの電信のなかで、日米間では日本の裁判所がジラードを軽い刑で裁くとの約束がなされていると明言していることには驚愕する。」（二〇六頁）と、驚きを隠せない。

著者は原文も引用しているので、それも紹介しておきたい。

“Japan also agreed to recommend, through Japanese procuratorial channels, that the Japanese court mitigate the sentence to the maximum practicable extent, considering the circumstances of the case.”
(日本はまた事件を考慮して関係の機関を通じて日本の裁判所に可能なかぎり刑を軽減するよう提言することに合意した) (一〇六—一〇七頁)

これだけでは、密約が存在していたと判断するのはむずかしいが、著者は、「整理すれば、日米間には一九五三年の行政協定の改定時に交わされた「米兵を日本では減多に裁判しない」という大密約があり、ジラード事件では例外として米兵を日本が裁きはするが軽い判決を下すという第二の密約が交わされたのである。」(一〇七頁) と述べている。この点については、後に、若干、考察してみたい。

密約に関しては、五月二五日のジョン・フォスター・

米兵犯罪と日米密約 (信夫)

ダレス国務長官とロバートソン国務次官補(極東問題担当)との複数の通話の中で、ダレスは、「日本との密約(日本が殺人罪では起訴しない)に言及」(一〇九頁)したという。

六月四日、国務・国防両省によるジラードの裁判権移譲の再決定がなされ、これにより日本側で裁判が開始されると思われた。ところが、翌五日、その決定を不服として、ジラードの親族が、ワシントンDCの連邦地裁に、ウィリアム・S・ジラードの名で提訴した。訴えの内容は、「ジラード事件は米軍の演習場内で起きた公務内の事項で第一次の裁判権はアメリカ側にあり、日本の法の影響は受けない。日本が裁判を行うために米軍がジラードの身柄を拘束しているのは違法である。」(一一七頁) というものであった。

連邦地裁は、六月一八日に判決を下し、「ジラードの事犯を公務内のことと判断し裁判権はアメリカ側にあるとした。そして、その身柄を日本へ渡すことはジラードのもつ憲法の権利を侵害するとして、その引き渡しを禁じたのである。他方、ジラードの身柄の確保については米軍下に置かれている現状から、人身保護の必要はない

として却下した」（二二二頁）のであった。

この判決の翌日（六月一九日）、岸総理は初の訪米をひかえ、アメリカ政府の関係者はその対応に神経を使つたという（二二二―二二三頁）。アイゼンハワー大統領の回顧録によると、サム・レイバーン下院議長（民主党）は、岸首相の訪米を取り消すよう政府に要望したが、アイゼンハワーはそれを拒否している。⁷⁾

アメリカ政府はこの地裁の判決を不服とし、最高裁への上告手続に入った。七月一日、最高裁の裁定が下され、「アメリカ政府はジラードの裁判権を放棄し、それを日本へ移管する権利を有するとして、先の連邦地裁の判断を退けた」（二三四頁）のであった。アメリカ政府の決定が上院の承認を得た日米行政協定に則っており、アメリカの憲法や法令に違反するものではないとの理由からとある。残るは、下院本会議における行政協定改定の決議案のみであったが、前述したように、これは可否同数で否決されている。

第四章 下された判決と日米の密約

この章では、まず、日本での裁判が開かれるまでの経

緯があらためて描かれている。一九五七年五月一六日、日米合同委員会は被疑者ジラードを日本の司法で裁くと公表、翌一七日、ウィルソン国防長官が「完全な審査がすむまでジラード三等特技下士官を日本側の法廷に引き渡さない」と発表、五月一八日、検察はジラードを傷害致死罪で起訴、六月四日、国務省と国防総省の両長官は当初の日米の合意どおり、「ジラード事件」の裁判権を日本へ渡すとの声明を発表した。その間、ジラード事件をめぐる、日米間でなんらかの合意にいたったことを示す文書を、著者が翻訳し、紹介している。

五月二三日・二四日付けのダグラス・マッカーサー二世駐日米大使から国務省宛電報で、ジラードの裁判権問題で日本から譲歩を引き出すのは困難である、とマッカーサーは主張している。折も折り、五月二〇日深夜、ウィリアム・レイノルズ曹長が、台湾の台北市の自宅付近で、劉自然を射殺し、軍法会議にかけられ、無罪となった。⁸⁾ この判決に対する台湾人の怒りが暴動に発展した。マッカーサーは、いわゆるレイノルズ事件にも言及している。けつきよく、ジラード事件は、二五日、大統領の判断を仰ぎ、ジラードを日本の裁判に付すことが決

まった。この判断を仰ぐため、国務省が作成した「草案覚書」には、つぎのような内容が含まれている。

その結果、この事件で合衆国は裁判権を行使しないと決定した合同委員会において、ある合意がなされた。日本の方は、極秘扱いで、ジラードをできるだけもつとも重くない罪で起訴しさらに状況に応じてもつとも軽い判決を日本の裁判所に勧告することに同意した。(二六九頁) (傍線は本書の強調。)

そのほか、時間が前後するものもあるが、五月二五日のダレス国務長官とロバートソン国務次官補との電話で、ダレスは、「彼(ジラード)は殺人では起訴しないとある種の裏取引が日本との間で取り交わされた」(二二二頁)と述べている。また、五月二〇日のロバートソンからダレス宛のメモランダムには、「妥協の一部として(ジラードの裁判権を日本に渡すこと)、日本はジラードを傷害致死より重い罪で起訴しない密約を同意のうえで結んだ」(二二二頁)とある。さらに、五月二二日のダレス国務長官の執務室での会議のメモランダム

ムには、「彼ら(日本側)は、合同委員会で合意できなかったときになされた秘密の取り決めにきわめて忠実に従っている」(二二二頁)という。

五月一六日、合同委員会が、ジラードを日本の司法で裁くと発表した。その前に、合同委員会で密約が交わされた。検察側は、ジラードを傷害致死より重い罪名(残るとしたら殺人ということになるが)では起訴しない、また、裁判所に対してもなんらかの働きかけをおこなない、可能な限り軽い判決にする、という筋書きが見えてくる。ただ、本当にこの密約があったのか、また、密約の内容とは具体的にどのようなものであったのか、アメリカ側の断片的な史料では、明確でないところもある。

つぎに、著者は、八月二六日の初公判から、一月九日の判決の日までの一三回の公判と三回の実地検証の様子を、おもに新聞記事を利用して記している。ただし、著者は、「この節で、わたしは裁判の詳細を記すことはしない。なぜなら、判決は日米間の「できるだけ重くない刑」で済ませるとの密約の影響を受けていたのだから。」(二八一頁)と述べている。そこには、注5が付され、「山本英政「ジラード事件追考」③——裁判権をめ

ぐって」『マテシス・ウニウエルサリス』第一六巻第一号、平成二六年一月二九日、一三―一四頁、密約については注二八に詳しく書いてあるので参照されたい。」（二二三頁）と記されている。この注の内容は、本書二二―一頁の注12とほぼ同じである。

これに続き、著者は、「では、こうした筋書きのある裁判について本節ではなにを論ずるかについては、つぎのように答えたい。米軍の占領以降、米兵による犯罪の被害にただただ「堪忍」を強いられてきた日本人にとつて、米兵ジラードが日本の裁きの場に立つことはそれまでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のチャンスだった。その意味でこの裁判が日本で開かれたことは裏取り引きの事情を知らない当時の人々にとつてまさに光明であり、それ故にそれはまた、人心を欺いたこととして重大な問題であったのだ。」（二八二頁）と指摘している。

一月五日、弁護側は最終弁論を終え、一月一九日に判決が下った。既に述べたように、判決は懲役三年、執行猶予四年であった。検察側と裁判所の事実認定はほぼ同じであったが、唯一の違いに触れておこう。検察側

は、ジラードが「空包を被害者の身体に命中させるようにねらいうちした」と主張したのに対し、裁判所は、「坂井さんの身辺をねらって空包をうった」と認定している。身体そのものを狙ったのか、それとも身辺かの違いである。

この判決の評価について、著者は、各種新聞記事の論評を引用し、また、なかさんの死については、前出の検死医、芹沢憲一からつぎのような話を聞いたという。

ジラードの撃った薬キョウは、直径、約一〇ミリの平らな底部を先端にしてなかさんの左背部から体内に入り、第七肋間を通過し心臓の上部から出る下状大動脈を破損させて、なかさんを出血死させた。芹沢医師は薬キョウの底部の直径より少しだけ大きい幅の肋間を薬キョウが通り抜けたことを、

「あり得ないことだ」

といった。尖った先端が通過したのではない。薬キョウの平らな底部がほんのわずかでも肋骨に触れていれば、

「薬キョウは傾き上下いずれかの肋骨に当たり、

あのようにまっすぐ肋間を通過することはなく、致命傷とならなかつたかも知れない。しかも葉キヨウはなかさんの着ていた着物も貫いている」

と芹沢はいつた(二〇一—二〇二頁)。

ジラードの放った葉キヨウは、たまたま肋間の間を直角に抜け、大動脈を破損したのであった。こうした不幸な偶然によつて、なかさんの命は奪われた。

著者は、「おそらく、ジラードはなかさんの身辺すれすれか、もしくは検察の主張した身体の一部に当てるつもりで撃つたのではなかつたか。自分たちが訓練する現場に、弾を拾いにやってくる日本人たちに、よしんば強い人種偏見をもたなかつたにしろ蔑み疎んじる気持ちはあつたであろう。二〇歳そこそこの、思慮を欠いた駐留米兵ジラードは抑えの利かない、いたずら心から、度を越した遊びに浸り、取り返しのつかない事態を引き起したのである。」(二〇四頁)と、この事件を総括している。

あとがき

一九五七年二月一六日、ジラードとその妻ハルの乗った米軍艦は、サンフランシスコ湾に碇を下ろした。九九七名の兵士とその家族が降り立つた。ジラードとハルがタラップを降りてきたとき、ブーイングがおこつたという。「葉キヨウを使つて被害女性を誘き寄せ怯えて逃げる女性をうしろから撃つた卑劣な行為は、ジラードに「卑怯者」の烙印を押した」(二一〇頁)のであつた。最後に、著者は、密約についてこう述べている。

本件のような米兵による刑事事件の密約は被害者の人権を二重に踏みにじる重大な加害行為であり、それはまた事件の経過を見守る国民への裏切りである。

しかも密約の事実を、決まつてアメリカ側の秘密文章の開示で知るしかない屈辱は新たに成立した特定秘密保護法でさらに助長される。

米兵犯罪は米軍基地があるかぎりなくなるらない。

(二二〇—二二二頁)

三・若干の考察

ジラード事件は、来年で、発生から六〇年を迎える。当時と今とは、国際情勢もおおきく変わり、日本に駐留する米兵の数も大幅に減少している。ただ、この事件を過去のできごとと簡単に片付けるわけにはいかない。米軍が日本に駐留し、依然として多くの基地を使用している現状は変わっていない。米兵の犯罪によって被害を受けた人々や家族の心の痛みや苦しみは、六〇年前でも今でも変わらないだろう。ジラード事件にあらためて光をあててみることは、今日の日米関係のありかた、より具体的には、日本の安全保障と米軍が日本に駐留することの意味を理解するうえで、きわめて重要である。

本書は、ジラード事件について、その全体像を明らかにしている点、きわめて高く評価できる。著者は、日本の新聞記事や雑誌の論考に加え、アメリカの新聞も丹念に渉猟し、さらに、アメリカの外交文書集を引用しながら、ジラードの裁判管轄権の問題がどのように推移したのか、合同委員会における密約とは何かを明らかにしようとしている。また、著者によるインタビューによって

新たな事実も発掘されている。近年、アメリカでも、日米地位協定^⑩あるいはジラード事件への関心があらためて高まっており、本書の刊行はまさに時宜を得たものである。

本書が『米兵犯罪と日米密約』と銘打っており、どこまでジラード事件の「密約」に迫ることができたのか、当然のことながら、この点にもっとも関心が集まる。このあたりを中心に、本書を参照しながら、若干、考察してみたい。なお、本書評では、著者が指摘している点、ならびに、アメリカ外交文書集によっていることをお断りしておく。

ポイントはふたつあると思われる。ひとつは、ジラード事件をめぐる、日米合同委員会で交わされたとされる密約である。もうひとつは、日米行政協定第一七条（刑事裁判権条項）が、一九五三年九月に改正されるが、その際、日本側が軽微な犯罪については、裁判権を放棄したのではないかとされる密約についてである。

ジラード事件における密約

ジラード事件の裁判管轄権をめぐる、日米ともに第一

次裁判権を主張したため、その解決は日米合同委員会に委ねられることになった。この合同委員会は、行政協定第二六条に定められており、行政協定の実施に関し協議が必要な場合には、日米いずれも、いつでも協議を要請できることになっている。ジラード事件の場合、日本側の開催要請を受け、三月七日、合同委員会が開催された。ジラードの公務問題と裁判権の行方については専門の下部組織である刑事裁判権分科会で話し合うことで合意にいたった。この分科会は、同月一二日から協議を開始し、日本側は津田實法務省秘書課長、アメリカ側はケネス・J・ホドソン大佐が代表であった。¹¹

著者は、この裁判権分科会における協議の様子について、外交史料館所蔵の『在本邦駐留軍人刑事事件関係雑件 米国軍人関係 相馬ヶ原事件』第二巻所収の在米特命全権大使朝海浩一郎発外務大臣藤山愛一郎宛政第二六四七号「ジラード事件に関する最高裁判所の判決に関する件」の別添アメリカ側資料を翻訳し、紹介している。すでに一部を引用したが、その重要性に鑑み、核心となる発言を再録しておきたい。果たして、ジラードによるなかさんへの銃撃が公務に当たるか否かである。ま

ず、アメリカ側代表はつぎのように主張している。

しかし、ジラードのいうことを重要視すれば、我々としては彼が機関銃の警護のために銃撃したと結論づけねばならない。彼は誤ってあのようなことをしてしまったのかもしれないが、我々としては彼の銃撃の目的を否定できない。ジラードのいうことを信じれば、彼が公務を執行したとは思わないか？
(八一頁)

これに日本側代表はつぎのように反駁している。

公務執行中のことではなかったという結論についてだが、我々はすべての証言を考慮に入れた。…全体をみわたせば、彼のいう機関銃を警護する目的による威嚇射撃という言い分を信じるに値しない。なぜなら、その主張をくつがえす証拠と証言の方に重みがあるからだ。銃撃が機関銃の警護となんの関わりもないとするのが我々の立場である。(八一頁)

行政協定第一七条第三項(a)(ii)によれば、公務執行中の罪はアメリカ側に裁判権があることとなっていた。この問題は、けっきょく、日米間で妥協が成立したという。本書でも引用されている“Memorandum From the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, Washington, May 20, 1958,” *Foreign Relations of the United States* (以下、*FRUS* として引用), 1955-1957, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 137 には重要な記述がみられる¹²⁾。その点を以下に示しておこう。

刑事裁判権分科会で裁判管轄権が日米どちらにあるのか、決着がつかず、この問題は袋小路に入ってしまった。そのため日米間で妥協が成立したという。その妥協には、秘密取り決めがあり、日本側は、刑法第二〇五条(法定刑二年〜一五年)の傷害致死以上の重い罪で起訴しないことに同意したとされる。なお、法定刑二年〜一五年とというのは、“the penalty is two to fifteen years”の訳であるが、刑法の条文には、「三年以上の有期徒刑」とある。さらに、日本側は、「ジラード事件の状況を考慮し、日本の検察の経路を通じて、日本の裁判所が可能なかぎり

判決を軽くするよう働きかけることに同意した¹³⁾。そのほか、*FRUS*には、ダレス國務長官とロバートソン國務次官補との五月二五日の通話記録があり、ダレスは、日本側が殺人罪でジラードを起訴しないというあらゆる種の裏取り引き (side deal) があると述べている¹⁴⁾。さらに、これらのことは、國務省で準備されたジラード事件に関するアイゼンハワー大統領宛メモランダム草案でも言及されている¹⁵⁾。

*FRUS*に登場する密約の記述は以上である。それでは、密約それ自体はどうなっているのだろうか。この点は、著者も指摘するように、合同委員会刑事裁判権分科会に関する資料が公開されていないため、どのような協議がおこなわれたのかは不明である。

これまで明らかにならなかったいくつかの日米密約の場合、口頭の約束という形式は考えにくく、なんらかの形で文書化されている。たとえば、後述するように、刑事裁判権をめぐる日米密約の場合、先に登場した津田實(当時、法務省総務課長)が、日米合同委員会の刑事裁判権分科会で、日本の政策の一方的陳述という形で、密約を交わしていたことが明らかとなっている¹⁶⁾。これはたんなる推

測に過ぎないが、ジラード事件をめぐる密約の場合も、刑事裁判権分科会の秘密議事録で、日本側の今後の方針を表明した文書を残している可能性がある。その根拠となるのが、先の裁判所への働きかけを示す文書である。さすがにいくら法務省とはいえ、裁判所の判決にまで影響を及ぼすのは困難であろう。ただ、どの罪名で起訴するのか、あるいは、情状酌量の余地をどこまで示すのかといった形で、判決に影響を及ぼすことは可能である。それが「検察の経路を通じて」なのだろう。

こうした視点から、ジラード裁判を検証してみると、まず、検察側は傷害致死の罪名でジラードを起訴している。この点、まさに密約どおりといってよい。殺人罪での起訴も可能であったかもしれないからだ。県警ではいったん殺人での送致ときめ、その後、検察庁と協議し、傷害致死に変更されたようである。起訴罪名が「殺人」ではなく、「傷害致死」となった点、疑問とされたとい¹⁷う。ただ、これはまだ刑事裁判権分科会が開かれる前の段階なので、密約とは関連せず、日本国内におけるなんらかの圧力とも考えられる。

論告求刑の段階をみると、検察側は、「被告の行為は、

公務とは無関係な、いたずら半分の発砲。明らかに傷害の犯意があつた」として、懲役五年を求刑している¹⁸。ただ、執行猶予は三年以下でないといけないので、この求刑どおりの判決であれば、執行猶予はない。実際の判決は、すでに明らかにしたように、懲役三年、執行猶予四年であつた。ここに密約が影響したのかを判断するのは困難である。

刑事裁判権分科会の議論でも、ジラードに殺意がなかったことは日本側も認めている。したがって、銃撃によりなかさんを死に至らしめたという傷害致死罪の認定は、それほど的是はずれではないのだろう。量刑については軽いのではないかという批判が多く見られたのは事実である¹⁹。とりわけ、ジラードの場合、世間から注目を集めたこと、事件の渦中にありながらハルと結婚したこと、控訴期間満了とともに、新妻を連れ、すぐさま帰国してしまつたことが、執行猶予を無意味なものとし、実質的には無罪ではないかという批判を増幅させた。

著者はジラード裁判閉廷後の記念写真を掲載している(五百頁)。そこには、河内雄三裁判長、杉本覚一検事、林逸郎主任弁護士、デッカー准将らがおさまっている。閉

廷後、裁判官、検察官、弁護士と一緒に記念撮影をするなど、常識的には考えられない。同じく、著者が、井出孫六の『ルポルターージュ 戦後史』（上）から、この記念写真について、「これこそ判決の姿だ」という文を引用している。密約を前提とすれば、その意味がよりいっそう明らかになるだろう。ただし、現時点では、密約文書それ自体は見つかっておらず、今後、さらなる検証が必要である。

刑事裁判権をめぐる密約

一九五三年九月、日米行政協定第一七条（刑事裁判権）が改正され、NATO地位協定並みとなった。その際、交わされた密約について、本書ではつぎのように触れられている。

一九五三年九月にNATOに倣って改定された日米行政協定では、表向きは裁判権について平等な文言が盛り込まれたが「特に重要（material importance）でない」限り、日本はこれを主張しないことが密約のボックスに封じ込められて、裁判権

を固持したいアメリカの意向を汲んだのだった。オランダとギリシヤのかたちには似てはいるが、日米間ではアメリカが裁判権を手に入れるのに日本に対しその放棄を要請する必要すらなく、この点でオランダ／ギリシヤ formula よりも日本は劣位に置かれたのである。（一四一頁）

行政協定第一七条の改正にあたり、日米は密約を交わした。ただし、その方法は、密約が表面化しないよう、手の込んだものであった。まず、形式として、合同委員会の下部組織である裁判権小委員会刑事部会（刑事裁判権分科会の正式名称）における津田實法務省総務課長（日本側代表）の一方的陳述となった。この陳述は、行政協定第一七条を改正する議定書本文、議定書公式議事録、正式会談議事録にもいっさい掲載しない秘密扱いにされた。²⁰

津田課長の一方的陳述の邦訳は以下のとおりである。

議定書第三項の規定「日米両国の裁判権が競合する場合」の実際上の運用に関し、私は、日本国の当局

が方針として、日本国にとつて実質的に重要であると考えられる事件を除き、通常、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものに対し裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を有しない旨陳述することができる。⁽²¹⁾

要は、実質的に重要な事件を除き、通常、米軍関係者に対する裁判権を行使する意図はなく、それが日本国の当局の方針であることを、津田課長が一方的に陳述したのである。形式的にみれば、「約束」とはいえない。現に、二〇一〇年に日米密約問題がクローズアップされたことから、その後、刑事裁判権問題に関する文書も外務省から公開された。その際、二〇一一年八月二五日に開催された「日米合同委員会におけるやりとり」も公表され、一方的陳述は、日本側の一方的政策的なものであり、合意ではないとアメリカ側が発言している。しかし、行政協定第一七条の交渉過程、ならびに、これに関連する国連軍協定の交渉過程を詳細に分析すると、この一方的陳述とは、「一方的」に名を借りた密約であることが明らかとなっている。⁽²²⁾ 日米間の場合には、何重にも関門を

設け、密約であることが発覚しないよう工夫がこらされている。

これに対し、オランダやギリシャの場合には、アメリカの国際条約集に掲載され、公になっている。オランダを例にあげると、一九五四年八月一三日付けの交換公文第四項は、NATO地位協定の実施を規定し、さらに附属書に、合衆国政府とオランダ政府が合意した了解がある。そのなかの3. はつぎのように記されている。

3. The Netherlands authorities, recognizing that it is the primary responsibility of the United States authorities to maintain good order and discipline where persons subject to United States military law are concerned, will, upon the request of the United States authorities, waive their primary right to exercise jurisdiction under Article VII, except where they determine that it is of particular importance that jurisdiction be exercised by the Netherlands authorities.⁽²³⁾

この了解の核心はつぎのようになる。オランダ当局は、合衆国当局の要請にしたがい、NATO協定第七条にもとづく管轄権行使の第一次的権利を放棄する。ただし、オランダ当局がその管轄権の行使を特に重要と決定する場合を除く。要は、とくに重要とオランダ当局が判断する場合を除いて、合衆国当局の要請があれば、オランダ当局は第一次裁判権を放棄する、という内容である。ギリシャの場合は一九五六年、また、西ドイツの場合は一九五九年に同種の協定がアメリカとの間に締結されている。²⁴

著者は、オランダ／ギリシャ方式にくらべ、日本が劣位に立っていると述べているが、実質的にはそれほどおおきな違いはないのであろう。第一次裁判権を有する米軍関係者の犯罪について、アメリカ側はほぼ一〇〇%放棄の要請をすると考えられるからだ。

この刑事裁判権密約に関しては、一九五七年六月の岸総理訪米中、朝海駐米大使とロバートソン国務次官補との会談で、興味深い協議がなされている。六月二〇日、ロバートソンは、朝海に対し、日米間では密約となっているが、それを公表する「オランダ方式」(Netherlands

Formula)にしたがい、密約の機密指定を解除する問題を岸総理と話し合うよう要請している。翌二一日、朝海は、「総理は、現時点で、この取極の機密指定を解除すれば、社会主義者および共産主義者のきびしい追及にさらされ、自分の政権にとってきわめてやっかいなことになる、と感じている」と、総理の立場をロバートソンに伝えている。²⁵

けっきょく、この密約は二〇一一年まで、日本側から公表されることはなかった。ただ、津田課長の一方的陳述は「密約」を構成するものではないとの立場を、依然、日本政府は維持している。

(1) 「判例特報① いわゆるジラード事件の判決 前橋地裁三二一・一一・一九判決」『判例時報』一三二一号、一九五七年二月一日、五頁。

(2) 八月二六日の第一回公判は、茨城県東海村の日本原子力研究所第一号実験炉が臨海に達し、日本初の「原子の火」がともった日でもあった。文芸評論家の臼井吉見は、「ジラードさわぎが、あの程度でおさまったのはひとえにそのおかげであった。もし、原子炉の点火が、一日ずれたら、新聞のジラードさわぎは、あの倍にふくれあ

がったこと必定である。」と記している。白井吉見(編)『現代教養全集Ⅰ 戦後の社会』筑摩書房、一九五八年、三三二―三三三頁。

(3) 『第二十六国会衆議院内閣委員会議事録』第五号、一九五七年二月一四日、一二頁。

(4) 信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年を参照。

(5) 学術論文としては、著者自身が獨協大学国際教養学部言語文化学科の『マテシス・ユニヴェルサリス』に発表した論考がある。それらは、「ジラード事件」追考―裁判権をめぐるアメリカ国内の攻防―前編」一二卷二号、二〇一二年三月、三五―六〇頁、「ジラード事件」追考―裁判権をめぐるアメリカ国内の攻防―中編」一四卷一号、二〇一三年一月、二三―四一頁、「ジラード事件」追考―裁判権をめぐるアメリカ国内の攻防―後編」一四卷二号、二〇一三年三月、四三―五八頁、「ジラード事件」追考①―相馬ヶ原で弾を拾う」一五卷一号、二〇一三年一月、一一―二二頁、「ジラード事件」追考②―米兵を立件する」一五卷二号、二〇一四年三月、一一―二二頁、「ジラード事件」追考③―裁判権をめぐって」一六卷一号、二〇一四年一月、一一―二七頁、「ジラード事件」追考④―判決と反応」一六卷二号、二〇一五年三月、一一―二九頁である。また、池田直隆「ジラード事件の再検討―台湾における事例との比較を中心として」

『軍事史学』四六卷二号、二〇一〇年九月、一一七―一四二頁、倉林直子「駐留米軍をめぐる政府と議会の関係―ジラード事件への対応を中心に」『麗澤大学紀要』九三卷、二〇一一年十二月、二五―四四頁が参考になる。ジラード事件の法的側面を分析した論考として、Howard S. Levie, “The NATO Status of Forces Agreement: Legal Safeguards for American Servicemen,” *American Bar Association Journal*, Vol. 44, April 1958, pp. 322-326; Gordon B. Baldwin, “Foreign Jurisdiction and the American Soldier: “The Adventures of Gerard,”” *Wisconsin Law Review*, Vol. 1958, No. 1, January 1958, pp. 52-106がある。そのほか、本書評執筆にあたって参考にしたものを順不同にあげると、井出孫六『ルポルタージュ 戦後史』(上)、岩波書店、一九九一年、田中二郎・他(編)『戦後政治裁判史録③』第一法規出版、一九八〇年、荒瀬豊「相馬ヶ原事件」から「ジラード事件」へ』『世界』一九五八年一月号、一六八―二七四頁、野村正男「ジラード事件の真相と対米問題」『婦人公論』一九五七年九月号、六二―六七頁、林逸郎「ジラード裁判が教えるもの―主任弁護人として、私は日本人についていろいろと良い勉強をした」『文藝春秋』一九五八年一月号、一六四―一七四頁、石岡實「相馬ヶ原の渦中から―ジラード事件―捜査官の覚書」『文藝春秋』一九五七年一月号、一一二―一九頁、入江啓四郎「ジラード事

件と米国最高裁判決』『法律のひろば』一〇巻八号、一九五七年八月、九―一二頁、「座談会 ジラード事件悪化の真相」『日本週報』四一一号、一九五七年七月五日号、三一―六頁、朝海浩一郎『花みづきの庭にて―ある外交官の回想』（私家版）、一九八八年、朝日新聞社『昭和三〇年代「週刊朝日」の昭和史』第三巻、朝日新聞社、一九八九年、マイケル・シャラー（市川洋一訳）『日米関係』とは何だったのか―占領期から冷戦終結後まで』草思社、二〇〇四年、三原信一・横井大三「ジラード事件の意味するもの」『婦人倶楽部』一九五七年八月号、一一八―一二二頁、「ジラード事件とふたりの女性―激しい憤りと純愛の祈りと」『週刊女性』一九五七年二月八日号、二二―二三頁、Marvin L. Stone and Kenneth Ishii, “Japan vs. Girard: The Inside Story,” *Saturday Evening Post*, Vol. 230, No. 14, October 5, 1957, pp. 32-33, pp. 71-74がある。

(6) 当時、群馬県警察本部長であった石岡實が著した「相馬ヶ原の渦中から」によると、「次の二月二日。社会党の茜ヶ久保代議士が毎日、上毛両社の記者を伴って、私の部屋を訪れ、「この民族的差別感に根を下ろした殺人事件を徹底的に捜査するよう。」申し入れた。」という。石岡「相馬ヶ原の渦中から」一一五頁。著者による岡田刑事部長の長女へのインタビューによると、この石岡の手記は、石岡に代って岡田が書いたものであるという

(六六頁)。

(7) ドワイト・D・アイゼンハワー（仲晃・他訳）『アイゼンハワー回顧録』2、みすず書房、一九六八年、一二七頁。

(8) レイノルズ事件については、池田「ジラード事件の再検討」を参照。

(9) 「ジラード事件の判決確定―前橋地裁の判決内容とその問題点」『時の法令』二六五号、一九五七年二月三日、五〇頁。

(10) 文献としては、Jaime M. Cher, “Status of Forces Agreements: Tools to Further Effective Foreign Policy and Lessons To Be Learned from the United States-Japan Agreement,” *University of San Francisco Law Review*, Vol. 37, No. 1, Fall 2002, pp. 227-256, Neil Curtin, ““We Might As Well Write Japan OFF”: The State Department Deals with the Girard Crisis of 1957,” *Journal of American-East Asian Relations*, Vol. 19, No. 2, January 2012, pp. 109-131, Tyler J. Hill, “Revision of the U.S.-Japan Status of Forces Agreement (SOFA): Relinquishing U.S. Legal Authority in the Name of American Foreign Policy,” *UCLA Pacific Basin Law Journal*, Vol. 32, No. 2, Spring 2015, pp. 105-144 がある。とりわけ、Neil Curtinの論文は、アメリカ外交史料集や議会資料を用い、合同委員会において、アメリカ側がシ

ラードの裁判権を行使しないと発言し、それが公式に発表されるまでの経緯、その後、六月四日、あらためて、国務・国防両長官が、ジラードの裁判権を日本側に移管する旨を発表するにいたった経緯を詳細に明らかにしている点で参考になる。

(11) 本書では、津田實法務省「総務課長」とあるが(七九頁)、これは、「秘書課長」ではないかと思われる。後述するが、行政協定第一七条改正の際の密約では、日本側の刑事裁判権分科会代表は津田實総務課長であった。職名が変わっている。

(12) 本書評では、FRUSのウェブ版を参照しているので、Document番号を付している。

(13) 本書では、「procuratorial channels」を「関係の機関」と訳してあるが、本書評では、「検察の経路」と訳している。

(14) “Memorandum of Telephone Conversation Between the Secretary of State and the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson), Washington, May 25, 1957,” *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 157.

(15) “Draft Memorandum for the President Prepared in the Department of State, Washington, May 25, 1957,” *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 158.

(16) この点については、信夫隆司「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」『法学紀要』五七巻、二〇一六年三月、一三三―一八二頁を参照。

(17) 田中・他(編)『戦後政治裁判史録③』、八七頁。

(18) 田中・他(編)『戦後政治裁判史録③』、九五頁。

(19) 『朝日新聞』一九五七年一月二〇日の社説、『毎日新聞』一九五七年一月二〇日の社説を参照。

(20) 信夫「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」一四七頁。

(21) 同右。

(22) 詳細については、信夫「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」を参照。

(23) “Netherlands, North Atlantic Treaty, Stationing of United States Armed Forces in the Netherlands, Signed at the Hague August 13, 1954, Entered into force November 16, 1954” (TIAS 3174 Aug 13, 1954), *United States Treaties and Other International Agreements*, Volume 6 in Five Parts Part 1, United States Government Printing Office, Washington, 1955, p. 106.

(24) キリシヤの場合は、「アメリカ・キリシヤ合衆国軍地位協定」第二条に明記されている。“Greece, Defense: Status of United States Forces, Agreement signed at Athens September 7, 1956; Entered into force September 7, 1956” (TIAS 3649), *United States Treaties and Other*

International Agreements, Volume 7 in Three Parts Part 3, United States Government Printing Office, Washington, 1956, p. 2558 を参照。西ドイツの場合は、「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定（一九五九年八月三日ボンで署名）」第一九条に同趣旨が規定されている。国立国会図書館調査立法考査局『西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定』（調査資料七五―三）一九七六年二月、二六―二七頁。

(25) “Memorandum of Conversation, Subject: Declassification of Japanese Jurisdictional Arrangements, Participants: His Excellency Koichiro Asakai, Ambassador of Japan and Mr. Walter S. Robertson, Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs, June 20, 1957” (Confidential), RG84 Japan: Tokyo Embassy; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, at National Archives, College Park, MD.